

意見書（案）第 10 号

刑法性犯罪改正のさらなる改正を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

平成 29 年 6 月 22 日

三鷹市議会議長 宍戸治重様

提出者	三鷹市議会議員	野村羊子
賛成者	〃	嶋崎英治
〃	〃	伊沢けい子

刑法性犯罪改正のさらなる改正を求める意見書

6 月 16 日、性犯罪の厳罰化を盛り込んだ刑法改正案が、参議院本会議で可決された。この刑法性犯罪改正は、1907 年の刑法定制以来、110 年ぶりの大幅改正である。審議入りが大幅におくれたため、改正実現が危ぶまれる事態となっていたが、まずは改正されたことは評価したい。

今回の改正は、現在の強姦罪の法定刑の下限を懲役 3 年から 5 年に引き上げること、起訴するのに被害者の告訴が必要となる親告罪の規定を削除すること、監護者わいせつ罪、監護者性交等罪の新設などで、未成年や 18 歳未満の、近親者から被害に遭っても逃げられない被害者が救済される。また、強姦罪を廃止し、強制性交等罪とすることで、被害者や加害者の性差をなくし、これまで声を上げられなかった男性・セクシュアルマイノリティーの被害が正当に取り扱われるようになる。

一方で、今回の改正には、強姦罪の暴行・脅迫要件の緩和、配偶者間の強姦についての明文化、性交同意年齢の引き上げ、公訴時効の撤廃もしくは停止、地位・関係性を利用した性行為の処罰規定の対象の拡大など、被害救済のために重要でありながらも盛り込まれなかった事項がたくさんある。中でも暴行・脅迫要件は、やっとのことで警察に訴えても被害者として認められず、さらに二次被害となり、苦しむ性犯罪・性暴力被害者をふやす大きな要因となっており、何としても見直す必要がある。

2016 年度犯罪白書における強姦・強盗強姦・強制わいせつの認知件数は合計 7,954 件だが、被害を届け出るのは 18.5%とも言われ、これは氷山の一角に過ぎない。「魂の殺人」と言われる性犯罪・性暴力被害者を一刻も早く救済し、悪質な加害者を野放しにしないために、刑法性犯罪のさらなる改正を、多くの被

害当事者や支援者らが求めている。今回、衆議院において3年後に見直しを図る修正及び強姦・脅迫要件の見直しや二次被害防止、ワンストップ支援センター整備など、参議院ではそれに加えてLGBTへの配慮などを含む附帯決議が入った。3年と言わず、被害者の望むさらなる改正の早期実現が求められる。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、刑法性犯罪のさらなる改正の実現を強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年6月22日

三鷹市議会議長 宍戸 治 重

よろしく願いいたします。